

(仮称) あそか病院 災害拠点病院設備強化事業

入札見積要項

令和5年8月18日

事業者 社会福祉法人 あそか会

設計監理 株式会社 AIDAHO 一級建築士事務所

入札見積要項

1. 工事名称 (仮称) あそか病院 災害拠点病院設備強化事業
2. 事業者 社会福祉法人 あそか会
3. 工事場所 東京都江東区住吉一丁目 18 番 1 号 あそか病院
4. 告示開始 令和 5 年 8 月 18 日
5. 工期 着工 令和 5 年 9 月 15 日
竣工 令和 6 年 4 月 30 日 (完成・引き渡し)
6. 設計図書
 - ・見積図面一式
 - ・入札見積要項
 - ・設計図書等に関する質問・回答書
 - 1) 見積図書優先順位
 - ① 入札見積要項及び設計図書等に関する質問・回答書
 - ② 設計図書
 - ③ 共通仕様書
7. 見積条件
 - 1) 見積内訳
 - 下記に従い、工事項目を分けて見積りをする事。
 1. 非常用発電機更新工事
 - 1-1 非常用発電機設置工事
 - 1-2 幹線設備工事
 - 1-3 共通仮設費
 - 1-4 諸経費
 - 1-5 法定福利費
 2. 燃料タンク更新工事
 - 2-1 燃料タンク設置工事
 - 2-2 幹線設備工事
 - 2-3 共通仮設費
 - 2-4 諸経費
 - 2-5 法定福利費
 3. 外来棟屋上・キュービクル間幹線設備工事
 - 3-1 幹線設置工事
 - 3-2 共通仮設費
 - 3-3 諸経費
 - 3-4 法定福利費
 4. 受水槽更新工事
 - 4-1 受水槽更新工事
 - 4-1-1 機器設備工事

- 4-1-2 衛生配管設備工事
- 4-1-3 電源・計装工事
- 4-1-4 撤去工事
- 4-2 仮設工事
 - 4-2-1 機器設備工事
 - 4-2-2 仮設配管設備工事
 - 4-2-3 仮設電源・計装工事
- 4-3 共通仮設費
- 4-4 諸経費
- 4-5 法定福利費

5. 高架水槽更新工事

- 5-1 機器設備工事
- 5-2 衛生配管設備工事
- 5-3 計装工事
- 5-4 撤去工事
- 5-5 共通仮設費
- 5-6 諸経費
- 5-7 法定福利費

- ・適用図書で明確になる一切を見積工事範囲とする。
- ・但し、見積時点で明確とならない部分は質疑で提出すること。
- ・工事項目、数量の拾いは入札参加業者の責任で算出すること。
- ・見積り落とし、漏れ等は入札参加業者の責任とする。
- ・見積り落とし、漏れがあった項目については、入札参加業者の負担で設計図書の通りに施工すること。
- ・工事に関する調査は入札参加業者にて必ず行い、十分確認の上、漏れの無いように注意すること。
- ・施工上必要となる仮設工事の一切は入札参加業者にて判断し、見積りに計上すること。
- ・本工事に使用する機器・機材は契約日以前1年以内の製品を使用すること。
- ・工事請負契約後の物価変動による同等品の追加費用は、原則として認めないものとする。
- ・既存管取り合い部分については、既存管状況により更新範囲が流動的である。範囲は、入札参加業者にて判断し、見積りに計上すること。
- ・断水・配管切替作業における水出し・エア抜き等の作業は、入札参加業者の責任で算出すること。
- ・図面の軽微な記載漏れ、軽微な変更については変更扱いはないものし、その程度については、協議する。

8. 支払条件

- 1) 申込方法 出来高払い 月締め 翌月末日現金払いとする。
- 2) 工事出来高【33% 66% 100%】に応じ、現金3回払いとする。
- 3) 入札参加予定業者は、入札時に出来高曲線を明記した工程表を提出すること。

9. 参加申込

1) 申込方法

申込書等の必要書類を下記担当部署までご提出下さい。

尚、提出に際しては事前に下記連絡先まで電話で御連絡下さい。

入札参加資格を有することを確認した業者に対し、入札参加資格確認通知書をメールにて令和5年9月13日までに通知する。

2) 参加受付期間

令和5年8月21日（月）～令和5年8月31日（木）

3) 受付時間

平日：午前9時から午後5時まで

土曜日：午前9時から正午まで

4) 質問受付

質問は文書にて提出すること。（任意様式）

①受付期間：令和5年8月18日（金）～令和5年8月31日（木）

②受付方法：株式会社 AIDAHO 一級建築士事務所にメール（アドレス:info@aidaho.jp）にて送付すること。

※メール送付の際は確認の為、担当者：長沼まで電話（03-6712-2919）をすること。

5) 質問回答日

令和5年9月4日（月）

6) 入札参加資格

一般競争入札に参加できる者は公告で定める要件を全て満たすものとする。

次に掲げる者は本調達の入札に参加することができない。

- ① 入札書締切日において、「東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱」に基づく指名停止期間中等指名から除外する期間であるもの。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していること。
- ③ 経営不振の状態（会社更生法第30条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等）のもの。
- ④ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条に基づく排除措置期間中であること。
- ⑤ 東京都内に契約締結権限のある本店、支店または営業所がないもの。
- ⑥ あそか会契約事務規程第6条に定める契約停止処分期間中のもの。
- ⑦ 建設業の許可を有すること。

- ⑧ 経営事項審査総合評点（管）1,200点以上（電気）1,000点以上であること。
- ⑨ 東京都の令和2年度・令和3年度競争入札参加有資格者で、格付けが管工事においてAランクであること。
- ⑩ 上記6)を満たすとともに中小企業基本法第二条による分類が、（工事）中堅大企業以上（委託）大企業であること。
- ⑪ 被後見人等契約の当事者になることができないもの。
- ⑫ その他、入札への参加及び契約締結に不相当と認められるもの。
- ⑬ 竣工期日（令和6年4月30日）を厳守できるものとする。

10. 提出書類

- 1) 委任状（様式2、※代理人にて入札の場合）
- 2) 税別の入札金額を記入し、封印された入札書（様式3）
- 3) 工事工程表（出来高曲線の入ったもの、任意書式、※落札者・次点者は提出）
- 4) 見積内訳書（任意書式、※落札予定者・次点者は提出）
※入札を辞退する場合は、必ず辞退届（様式5）を入札前日までに提出すること。

11. 見積宛先

社会福祉法人 あそか会 理事長 古城 資久

12. 見積書式

見積書式は、無しとする。各社判断で用意とすること。（内訳は指定、7項、参照）
見積入札工事価格は、税別金額とすること。

13. 入札

1) 入札の日時

2023年9月7日(木) 14時00分（受付開始 13時45分）

2) 入札場所

東京都江東区住吉1-18-15 六華園12階
社会福祉法人あそか会 本部事務局 会議室

3) 入札の執行

- ① 開札の結果、予定価格以下の入札がない場合は入札を無効とし、直ちに2回まで再入札を行うものとする。ただし、再度入札の結果においても予定価格以下の入札がない場合は、再入札についても無効とし、改めて入札の条件等を検討するものとする。
 - ② 入札者が一人もいない場合は、入札を中止するものとする。
- ##### 4) 落札予定者及び落札者（契約予定者）の決定方法
- ① 落札予定者は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格を示した者とする。
 - ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札予定者とする。
 - ③ 落札予定者の提出する見積内訳書の記載内容を確認した後、当該落札予定者を落札者とする。ただし、落札予定者が提出する見積内訳内容に重大な欠落など著しい不備が認められる場合、又は一般的な工事価格を大きく逸脱するなど、本要項において事業者が指定する品質の確保が困難であると合理的に

認められる場合等においては、その者を落札者とせず、当該入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち、最低の価格で入札をした者を落札予定者とし、同様に見積内訳書の記載内容を確認した上で落札者とする。

④ 項目 9. 参加申込 6) 入札参加資格を満たしていない場合は、その者を落札者とせず、当該入札を無効とする。

5) 入札保証金の納付義務
無し。

6) 最低制限価格の設定
設定する。

7) その他
ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出等に要する費用は提出者の負担とする。

ウ 入札及び契約の保証金は免除とする。

1 4. 入札書類

見積書（その他提出書類を含む）の作成、提出にかかった全ての費用は、入札参加会社の負担とし、事業者に請求しないことを了承した方のみが書類の提出をすること。又、提出された書類は返却しないものとする。

1 5. 注意事項

1) 安全関係

施工計画と平行して安全管理計画を十分に検討作成し、災害の生じないように万全な対策を講じること。工事期間中の労働災害他一切の補償その他諸経費は、請負者において負担するものとする。

2) 発生材の処分

掘削及び解体並びに工事により発生する不良発生材は場外処分とし、処分先まで請負者の責任処理とする。

3) 強風対策

工事中重機の操作範囲及び転倒、仮設材の飛来、粉塵等近隣に迷惑をかけないように仮設計画に万全の安全策を講じ、起因する補償は請負者の責任処理とする。

4) 瑕疵の担保並びに調査

民間（七会）連合協会協定工事請負契約約款及び見積要項書による。瑕疵の保証の為、契約物件引渡し後 1 年以内及び瑕疵担保期間終了時に、契約当事者立会いの上、施工会社の負担で瑕疵の調査を行うこと。また、瑕疵の種類と保証期間は、上記約款・仕様書によるものとする。

5) その他

関係者間における協議・調整及び資料の作成も本建設工事内業務に含むものとする。協議・調整事項は係員・監督員の指示による。

6) 工事中・竣工時必要提出書類

本件は、東京都災害拠点病院等自家発電設備等整備強化事業である。施工者として必要な書類要求にこたえること。

- 7) 事業者との工事請負契約書には、入札見積要項、設計図書等に関する質問・回答書、追加指示書、特記仕様書、設計図書を添付すること。
- 8) 病院は運用を継続したままの工事となるため、配管切替・断水を伴う作業は事前に十分調査を行い関係者と綿密な打ち合わせを行い実施すること。